

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成26年度の保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

■7月に保険料額をお知らせします

平成26年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

◆保険料のお支払い方法◆

保険料は、**原則として年金からのお支払い(特別徴収)**となりますが、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払」ができないため、**納入通知書や口座振替(普通徴収)**により納めていただきます。

- ◆年金額が年額18万円未満の方(介護保険料が年金から引かれていない方)
- ◆介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

- 年金からのお支払は、希望により口座振替に変更することも可能です。
口座振替を希望される方は下記担当までお申し出ください。

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限は平成26年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの**ピンク色の保険証を破棄し、黄緑色のものをご使用**ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成27年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場町民課までお申し出ください。

新しい保険証の色は黄緑色です



■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限は平成26年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からはお持ちの**水色の減額認定証を破棄し、黄色のものをご使用**ください。有効期限は保険証と同じく1年間です。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場町民課へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄色です



問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合
電話011-290-5601

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
電話75-2111(内線1241)



飼っている動物や飼っている犬猫が産んだ子犬・子猫を捨てる人は、きっと誰かに拾われて幸せになると信じようとしてします。しかし、現実には甘くありません。

まだ親のもとにいるべき幼い動物は、体温の維持もままならず、また自分で餌を確保することが出来ないことから、空腹や寒さで衰弱死するか、カラスなどにつつかれ、死んでいくのが現実です。

また成犬、成猫の行く末も、交通事故や放浪したあげくに衰弱し、感染症にかかるなど、悲惨な末路をたどることになります。

捨てることは、飼っていた動物に多大な苦痛を与える犯罪行為なのです！このことから、動物の愛護及び管理に関する法律では、飼っている

動物を遺棄することを禁じ、違反すると最大100万円の罰金刑になります。

無責任な繁殖により生まれた子犬や子猫を捨てることも、同様の遺棄に当たりますので、子犬・子猫を育てる予定がない場合には、避妊や去勢をする必要があります。

※別海町では迷子になった犬も多く保護されます。迷子にならないよう放し飼いをしないことはもちろんですが、迷子になった犬を探さないことは捨てることと同じ行為です！

ペットは責任を持って、最後まで飼育しましょう！

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

8月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。8月にくみ取りが必要な方は**7月20日**までにお申込みください。

※特に夏場は繁忙期となるため、緊急の申し込みは他の方に大変迷惑がかかります。一杯にならなくてもくみ取りは行えますので早めの申し込みをお願いします。



問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

地域包括支援センターから

いきいき元気あつぷ健康体操教室日程

9:45～11:30

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
7月	10日(木)	15日(火)	22日(火)
8月	7日(木)	5日(火)	19日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります

参加対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方（64歳以下でも可）。
- ③介護認定を受けていない方。

※参加費は無料です。

※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。



地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ先 電話 0153-79-5500（直通）別海町役場1階福祉部内

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業の 実施について

(財)日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しております。

同事業は、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

■参加費：9万円（燃料費の高騰などにより値上げする場合があります。）

	実施地域	実施時期	募集人数	申込締切
1	西部ニューギニア	平成26年8月27日(水)～9月5日(金)	35	平成26年7月12日(土)
2	旧ソ連	平成26年9月1日(月)～9月9日(火)	40	平成26年7月17日(木)
3	マリアナ諸島	平成26年9月24日(水)～30日(火)	40	平成26年8月9日(土)
4	東部ニューギニア（1次）	平成26年10月4日(土)～11日(土)	40	平成26年8月20日(水)
5	トラック・パラオ諸島	平成26年10月11日(土)～18日(土)	40	平成26年8月26日(火)
6	ボルネオ・マレー半島	平成26年10月21日(火)～30日(木)	40	平成26年9月6日(土)
7	フィリピン（1次）	平成26年11月4日(火)～11日(火)	120	平成26年9月19日(金)
8	ソロモン諸島	平成26年11月15日(土)～22日(土)	20	平成26年9月30日(火)
9	ミャンマー（1次）	平成26年11月27日(木)～12月6日(土)	60	平成26年10月12日(日)
10	西部ニューギニア	平成27年1月19日(月)～28日(水)	36	平成26年12月7日(日)
11	台湾・バシー海峡	平成27年2月5日(木)～11日(水)	15	平成26年12月22日(月)
12	東部ニューギニア（2次）	平成27年2月7日(土)～14日(土)	42	平成26年12月22日(月)
13	ビスマーク諸島	平成27年2月7日(土)～14日(土)	36	平成26年12月22日(月)
14	インド ミャンマー（2次）	平成27年2月12日(木)～21日(土)	60	平成26年10月23日(木) 平成26年12月24日(水)
15	フィリピン（2次）	平成27年3月4日(水)～11日(水)	120	平成27年1月20日(火)
16	マーシャル・ギルバート諸島	平成27年3月14日(土)～22日(日)	36	平成26年11月22日(土)
17	中国	平成27年3月20日(金)～28日(土)	80	平成27年2月5日(木)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の 申請受付期間について

広報6月号で、申請受付期間を平成26年6月2日(月)から3ヶ月間としていましたが、平成26年12月2日(火)まで（6ヶ月）と期間を延長しましたのでお知らせします。

なお、申請につきましては、給付金の趣旨からお早めに済まされますようお願いいたします。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

こども・子育て担当（内線1313）

